

常勤理事の報酬規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、定款第29条に基づき、総会の決議により、常勤理事の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものであり、この規程を変更するときも同様とする。

第2章 常勤理事の報酬

(常勤理事の報酬)

第2条 常勤理事の報酬年額は、専務理事として下記の報酬を支給することができる。

専務理事 8,000千円

- 2 新たに常勤理事となった者には、その月から支給する。
- 3 常勤理事が離職及び死亡したときは、その月まで支給する。

(通勤手当)

第3条 常勤理事には、報酬とは別に通勤手当を支給する。

- 2 常勤理事の通勤手当は、通勤のため公共の交通機関を利用し、交通費を負担するときは別表により支給する。

第3章 常勤理事の退職手当

(退職手当)

第4条 常勤理事が退職した場合においては、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第5条 年俸の1/17の額に1年につき3.0ヶ月を乗ずる。ただし、1ヵ月未満のものは1ヵ月に切り上げることを上限として理事会の決議により支給することができる。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 常勤理事が満65歳に達した日の翌日以降の在職期間については、在職期間の計算から除外する。

(退職手当の返納)

第7条 退職した理事に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部又は一

部を返納させることができる。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

第4章 補 則

(施行細則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

通勤手当支給額表

交通費負担額（交通機関の6ヶ月定期券相当の6分の1の額）	支 給 額
55,000円未満	交通機関6ヶ月定期券相当額
55,000円以上	月額55,000円を限度とし、その6倍の額

(注) 6ヶ月定期が発売されていない場合は、最長期間の定期券相当額を月数で除した額とする。